

胃がん・大腸がん検診会場と日程

月日	時間	会場	対象地区
6/12 (木)	午前 6時30分～9時30分	保健センター	北野・夏井・西中 湯上・白鳥・西長島 横曽根・西船越 新谷・油島・高畑
6/13 (金)	同上	農村環境改善センター	和納1区～10区
6/16 (月)	同上	岩室公会堂	岩室・樋曾 栄・橋本
	同上	石瀬集落開発センター	金池・石瀬・久保田 猿ヶ瀬・南谷内
6/17 (火)	同上	農村環境改善センター	和納11区・12区 三田・原・津雲田 富岡・高橋
6/18 (水)	同上	すこやかセンターやすら木	間瀬1区～7区

健診日程及び会場と地区割 (都合の悪い方は他の日程で受診ください)

受付日程	(午前) 9時～11時	(午後) 1時～3時
6/2(月) すこやかセンターやすら木	間瀬1区～4区	間瀬5区～7区 (6/2のみ受付 午後1時～2時30分)
6/3(火) 村民体育館	金池・石瀬 久保田・猿ヶ瀬 南谷内	岩室・樋曾・栄
6/4(水) 村民体育館	橋本・西長島 北野・西中 白鳥・湯上	夏井・横曽根 西船越・新谷 油島・高畑
6/5(木) 村民体育館	原・津雲田 富岡・高橋 和納9区・11区	和納1区・2区 10区・12区 三田
6/6(金) 村民体育館	和納3区～5区	和納6区～8区

※胃がん検診・大腸がん検診 各800円を個人負担金として 検診会場にていただきます。

※今年度から、基本健診個人負担金1,000円をいただきますので、ご了承ください。

《ご存知ですか？健康増進法》

5月1日に施行された健康増進法の第25条において、多数のものが利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めることが義務付けられました。

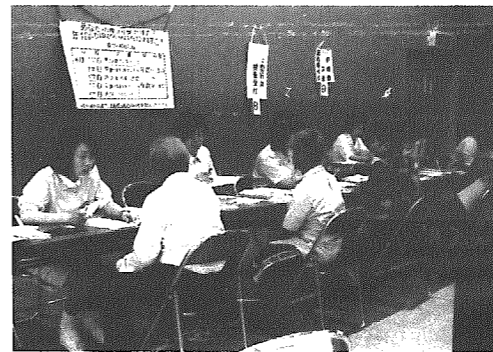
【この法律の意義】

妊婦自身はタバコを吸わないのに、周りの人のタバコ(受動喫煙)の影響で未熟児や脳障害、心臓病、流産、死産する可能性が高くことなどが明らかになったため、この受動喫煙を防止するための法律『健康増進法第25条』が制定されました。万一、この法律を順守していなかった事業所は、その被害者から責任を追及される可能性があります。

＝抜粋＝

健康増進法第25条

学校・体育館・病院・劇場・観覧場・集会場・展示場・百貨店・事務所・官公庁施設・飲食店その他の多数のものが利用する施設を管理する者は、これらを利用するものについて、受動喫煙(室内またはこれに準ずる環境において、他人のタバコの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。



健診を生活改善に生かすために

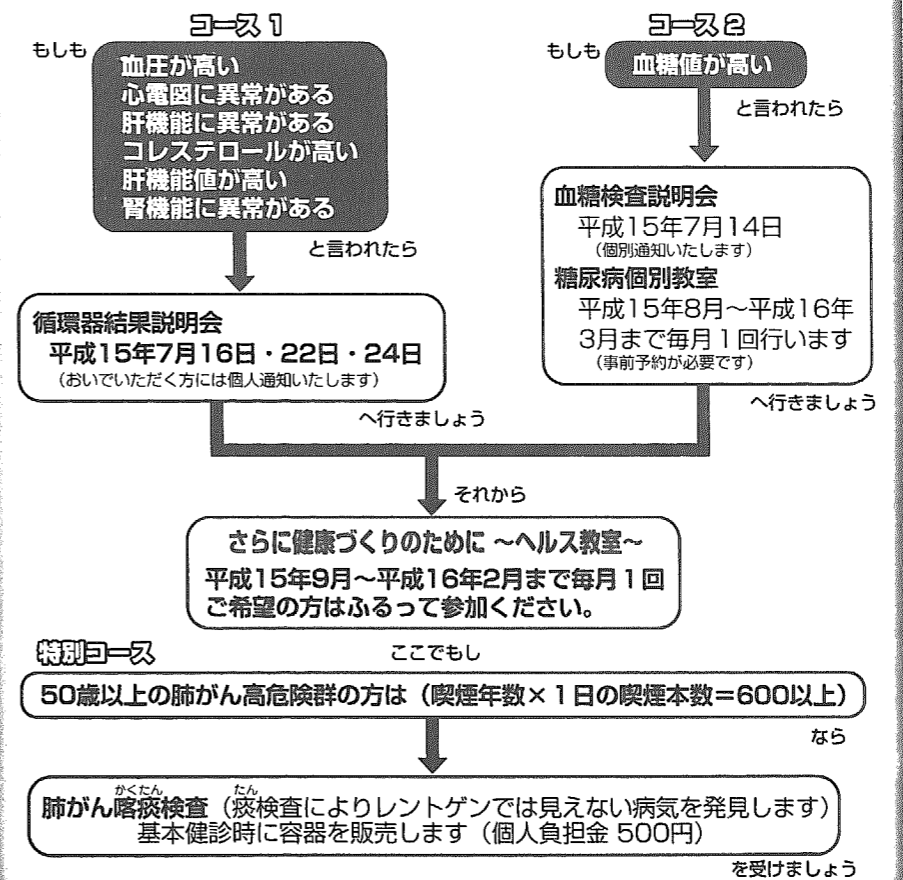
健診の目的は大きく分けて3つあります。

- ①生活習慣病などの早期発見・早期治療
- ②病気の改善
- ③健康増進に役立てる

健診結果がでたら...

過去から現在に至る検査値の変化を見るようにしてください。そうすると、「前回と比べて総コレステロール値が下がったが、毎日の散歩を欠かさなかったのが効いたかな...」「だんだん血糖値が高くなってきているので、食べ過ぎないように気をつけよう...」などと自分の生活を振り返ることができます。

健診後のフォローアップ ～生活改善に生かそう～



「体が資本！」

基本健診は

6月2日(月)

からです